

## 大阪市此花区役所青色防犯パトロール車両広告募集要項

本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、此花区役所の青色防犯パトロール車両（寄贈車両を除く。以下「車両」という。）の車体を広告面として、次のとおり広告主を募集します。

### 1 募集内容

#### (1) 募集する広告の媒体

車両の運転席扉・助手席扉・運転席後部扉・助手席後部扉・ボンネット・バックドア

#### (2) 募集枠

6 枠（1 枠だけの広告掲載も可能です）

A 2 サイズ（1 枚）：4 枠、A 4 サイズ（1 枚）：2 枠

#### (3) 設置場所

ア 車両の運転席扉・助手席扉・運転席後部扉・助手席後部扉

A 2 サイズ（1 枚）：4 枠

イ 車両のボンネット・バックドア

A 4 サイズ（1 枚）：2 枠

#### (4) 規格

ア 車両の運転席・助手席・運転席後部扉・助手席後部扉

マグネットシート

大きさは概ね日本工業規格 A 2 サイズ以内（横書き）

イ 車両のボンネット・バックドア

車両用シール

大きさは1枚あたり概ね日本工業規格 A 4 サイズ以内（横書き）

### 2 掲載期間

(1) 4月1日～翌年3月31日の間

(2) 希望により掲載期間を1か月単位で指定することができます。

### 3 広告掲載料

(1) 1 枠あたり 1 か月 3,000 円（税込み）

ただし、同時に 2 枠以上を掲載する場合は、1 枠あたり 1 か月 2,000 円（税込み）とします。

(2) 掲載期間にかかる広告掲載料を所定の期日までに一括納入していただきます。

#### 4 広告作成費

本件広告にかかるデザイン料、作成にかかる経費、維持管理その他一切の経費については、申込者の負担となります。

#### 5 掲載できない広告

「大阪市広告掲載要綱」第4条及び「大阪市此花区役所広告掲載要領」第3条に該当する広告は、掲載できません。

#### 6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人（以下、「事業者」という。）に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 「大阪市此花区役所広告掲載要領」第2条に該当する業種及び事業者でないこと。

#### 7 申込方法

##### (1) 申込受付期間

希望掲載期間の初日となる日の20日前までに此花区役所まちづくり推進課（危機管理）に申し込んでください。

##### (2) 申込方法

大阪市此花区役所青色防犯パトロール車両広告掲載申込書を此花区役所ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

#### 8 広告掲載の決定

「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市此花区役所広告掲載要領」に基づき申込内容を審査します。掲載希望の期間や場所が重複する申込みがあった場合は、先着順により広告掲載者を決定します。

#### 9 決定通知

掲載可否の決定通知書を10日以内に送付します。

## 1 0 広告掲載者の手続き

- (1) 決定通知を受け取られましたら、指定された期日までに納付書にて広告掲載料を納めていただき、速やかにデザイン案を提出してください。  
(提出いただいたデザイン案は返却しませんのでご了承ください。)
- (2) デザイン案は、本要項記載の【広告作成の際にご留意いただきたいこと】をふまえて作成してください。
- (3) 広告の下部に、「●●(事業者様名称)は此花区役所の防犯活動を応援しています。」との表示を入れてください。
- (4) 関係規定等に照らし、必要な場合は、デザイン案の修正をしていただくことがありますので、ご了承ください。
- (5) 破損等に対応できるよう、少なくとも替え用として1枚制作しておいてください。
- (6) 申込者の都合で、広告のデザインを変更される場合には、再審査の必要がありますので、新デザイン案を提出してください。

## 1 1 広告設置の変更及び取り下げ

設置の変更及び取り下げは書面にて受け付けします。ただし、取り下げの場合は、納付済の広告料は返還いたしません。

## 1 2 その他

- (1) 内容について疑義が生じた場合は、その都度当区と協議してください。
- (2) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ当区と広告掲載者が協議のうえ定めるものとします。

## 1 3 問合せ・申込窓口

大阪市此花区役所まちづくり推進課(危機管理)(3階30番)

大阪市此花区春日出北1-8-4

電話 : 06-6466-9504

**【広告作成の際にご留意いただきたいこと】**

大阪府警察の作成する「青色防犯パトロールに関する事務取扱要領」において、青色防犯パトロールは「青色回転灯装備車を使用して行う自主防犯パトロール」と定義されています。自主防犯パトロールとは、専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロールを意味するものです。

車体への表示に「〇〇の際は当社をご利用ください」等と宣伝する表現は趣旨を逸脱する可能性もあり、この度の「青色防犯パトロール車両広告」は青色防犯パトロール車両の維持費等を支援していただく「地域貢献活動」として、市民に理解を得られるデザイン上の制約もある事にご配慮を賜りたくお願い申し上げます。